

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和7年12月17日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務		
②事務の内容	<p>個人住民税を賦課するに当たり、地方税法その他地方税に関する法令や、八代市市税条例に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者から提出された給与支払報告書、年金保険者から提出された年金支払報告書の申告資料、住民の所得や控除等の情報を把握している。</p> <p>これらの情報をもとに税額を算出し、個人住民税を賦課決定し、通知及び収納を行う。</p> <p>本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課税対象者情報の準備(申告支援システムのデータ整理) 2 給与支払報告書、年金支払報告書、申告書等の各種課税資料の受領及び管理 3 他自治体・他機関等への個人住民税賦課関係情報の照会及び回答 4 個人住民税の賦課決定・賦課更正、納税通知書の発送、特徴事業所、年金保険者へ税額の通知 5 他自治体での課税の場合の資料回送、住登外課税における他自治体との調整 6 個人住民税の減免申請の受理及び承認・却下の決定とその通知 7 課税情報に基づく課税・所得証明の発行 8 各種法令に基づく税務調査に関して、市保有の情報提供 9 個人住民税の収納管理、口座情報の管理 		
③対象人数	<p><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>		

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1			
①システムの名称	個人住民税システム		
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 納税者管理機能:課税権のある住民に関する情報を管理する。 2 当初資料管理機能:給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3 課税情報管理機能:当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 期割情報管理機能:個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5 扶養情報管理機能:当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 6 通知書発行機能:納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 7 課税・非課税証明書発行機能:課税・非課税証明書を発行する。 8 収納管理機能:個人住民税の収納消込、口座を管理する。 9 他団体への通知機能:他団体あてに地方税法294条3項通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。 		
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>		

システム2~5

システム2			
①システムの名称	宛名管理システム		
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 宛名管理機能 <ol style="list-style-type: none"> (1)個人(住登者・住登外者)、事業所及び共有宛名の管理を行う。 (2)送付先の設定及び管理を行う。 2 宛名照会機能 <ol style="list-style-type: none"> (1)個人宛名基本情報及び送付先情報を表示する。 (2)個人が属した世帯に関する情報を表示する。 3 既存住民基本台帳システム連携機能 既存住民基本システムと連携し宛名情報を更新する。 4 庁内他業務システム連携機能 他業務で使用する宛名データを作成する。 		

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[] その他 ())

システム3

①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管し、及び管理する。	[○] 情報提供ネットワークシステム
	2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関に特定個人情報(連携対象)を照会し、照会した情報を受領する。	[○] 既存住民基本台帳システム
	3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関からの特定個人情報(連携対象)の照会に対して、当該情報の提供を行う。	[○] 税務システム
	4 既存システム接続機能	[○] その他 (各種システム)
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (各種システム))

システム4

①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー	
②システムの機能	1 統合宛名番号生成機能 既存業務システムから住登者データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。	[○] 情報提供ネットワークシステム
	2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。	[○] 既存住民基本台帳システム
	3 符号要求機能 個人番号に対応する統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得並びに削除依頼を行う	[○] 税務システム
		[○] その他 (各種システム)
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 (各種システム))

システム5

①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)	
②システムの機能	年金保険者、国税庁、事業所、 申告者 等と個人住民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。	
	1 公的年金特別徴収機能 年金保険者との公的年金の特別徴収事務に必要なデータの送受信を行う。	[○] 情報提供ネットワークシステム
	2 電子申告機能 給与支払報告書・年金支払報告書などの課税資料、特別徴収事務に関する申請書など届出書を受信し管理する。	[○] 既存住民基本台帳システム
	3 個人住民税電子申告機能 オンラインで個人住民税を申告したデータの受信を行い、マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)に個人住民税データを連携する。	[○] 税務システム

③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム
	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (ファイルサーバーでの連携、マイナポータル申請管理へ連携)	
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	国税連携システム	
②システムの機能	<p>国税データ(所得税確定申告書データ、法定調書データ等)を国税庁と地方公共団体間で連携するためのシステム。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国税連携データ受信機能 国税庁から送信された所得税確定申告書、法定調書等のデータを受信する。 2 国税連携データ照会機能 上記1の機能で受信したデータを検索、表示、印刷する。 	
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム
	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (ファイルサーバーでの連携)	
システム7		
①システムの名称	収納消込システム	
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 消込処理機能: 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 2 収納状況照会機能: 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 3 還付充当処理機能: 納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。 4 納税証明書発行機能: 納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。 5 再発行納付書発行機能: 窓口での支払いのため、再発行納付書を発行する。 6 決算処理機能: 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。 	
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム
	[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="radio"/>] 税務システム
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
システム8		
①システムの名称	マイナポータル(マイナポータル申請管理)	
②システムの機能	住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開するためのシステム。	
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム
	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム
	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAXシステム))	
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表の16、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,7 1,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の27、121の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人、本市内に事業所若しくは家屋敷を有する個人又は本市に住民登録はないが、居住の実態があり各申告書等(住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)を本市へ提出があった者及び課税対象者の扶養親族	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<p>1 識別情報 (1) 個人番号 対象者を正確に特定する。 (2) その他識別情報(内部番号) 本市内部で個人を一意に識別するための宛名番号を保有する。</p> <p>2 連絡先等情報 (1) 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 真正性の確認のためと、対象者の賦課期日時点での居住地、世帯情報を把握する。 (2) 連絡先(電話番号等) 手続き内容を確認のため本人に連絡をとる。 (3) その他住民票関係情報 課税者と配偶者及び扶養親族を確認する。</p> <p>3 業務関係情報 (1) 国税関係情報 確定申告書に係る情報に基づき個人住民税額の算出、所得税額を確認する。 (2) 地方税関係情報 課税の根拠となる情報 (3) 医療保険情報 社会保険料控除、医療費控除の確認をする。</p> <p>(4) 障害者福祉関係情報 所得控除額を算出する。</p> <p>(5) 生活保護・社会福祉関係情報 非課税判定、減免及び控除額を算定する。</p> <p>(6) 介護・高齢者福祉関係情報 社会保険料控除、医療費控除を確認し、及び年金特別徴収を判定する。</p>	

		(7) 雇用・労働関係情報 社会保険料控除、特別徴収のため、給与支払者の把握のため。 (8) 年金関係情報 社会保険料控除、年金特別徴収に係る情報を把握する。
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	財務部市民税課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民課、国保ねんきん課、長寿支援課、生活援護課、障がい者支援課) [<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) [<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [<input type="radio"/>] 民間事業者 (紙と電子記録媒体の併用) [<input type="radio"/>] その他 (地方税ポータルセンター、マイナポータル)	
②入手方法	[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、マイナポータル申請管理システム)	
③使用目的 ※	個人住民税の正確な賦課決定、事務の効率化のため。	
④使用の主体	使用部署	財務部市民税課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所
	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 課税対象者管理 1月1日住民登録者、家屋敷課税者、住民登録はないが居住実態のあるものに対しての課税の管理を行う。 2 課税資料管理 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3 課税情報管理 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 徴収方法管理 個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5 扶養情報管理 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報管理で使用する。
	情報の突合	正確な情報保有及び本人確認を行うために次の方法で突合する。 1 住民基本台帳及び、宛名管理システムによる4情報による突合を行う。 2 個人番号カード又は、通知カードその他本人確認書類により適正な本人確認を行う。 3 庁内の他システムと連携し、業務関係情報を入手する場合は、その他識別情報(内部番号)で突合を行う。 4 住登外者等で申告書及びその他課税資料の真正性を確認するとき、宛名等情報が個人住民税システムがもつ個人番号と宛名情報が突合できない場合は、住基ネット統合端末を利用する。
⑥使用開始日	別添1を参照。	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (3) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	個人住民税システム運用保守業務委託
①委託内容	個人住民税システムの運用管理、ハッチ処理、オンライン稼動監視、障害対応、仕様変更等を行なうシステム運用維持管理業務
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社RKKコンピューターサービス
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項2	課税資料のパンチ入力委託業務
①委託内容	給与支払報告書等の課税資料をパンチ入力によって電子データ化する業務
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 KDS 熊本支社
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項3 eLTAXシステム及び国税連携システム運用管理業務委託	
①委託内容	eLTAXシステム及び国税連携システムの障害対応、その他システム運用維持管理業務
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 RKKCS
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (56) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (23) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先(別紙1の表の第1欄に掲げる提供先)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表の第2欄に掲げる規定	
②提供先における用途	番号法別表の第3欄に掲げる事務	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税情報ファイルに記載されている者、申告者、扶養親族	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	当初賦課の納税通知後及び賦課更正時	
提供先2～5		
提供先2	給与特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4	
②提供先における用途	特別徴収義務者が納税義務者に対して特別徴収額を通知、徴収して本市に納付する事務のため	
③提供する情報	個人番号、基本4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象となる給与所得者	
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))</p>	
⑦時期・頻度	当初賦課決定時、賦課更正時	
提供先3	特別徴収を行う年金保険者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5	
②提供先における用途	特別徴収義務者が納税義務者に対して特別徴収額を通知、徴収して本市に納付する事務のため	
③提供する情報	年金特別徴収額	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収となる年金受給者					
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙)			
⑦時期・頻度	当初賦課決定時、賦課更正時					
提供先4	国税庁長官					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号					
②提供先における用途	国税に関する事務で使用					
③提供する情報	地方税関係情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその扶養親族、市外在住の課税対象者					
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] その他 (国税連携システム)	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 紙)			
⑦時期・頻度	随時					
提供先5	市町村長					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号					
②提供先における用途	地方税法第294条第3項の規定による通知					
③提供する情報	地方税関係情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその扶養親族、市外在住の課税対象者					
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 紙)			
⑦時期・頻度	随時					
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20						
移転先1	別紙2の表の第1欄に掲げる本市の組織					

①法令上の根拠	・別紙2の表の第2欄に掲げる規定 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(仮称)	
②移転先における用途	番号法別表の右欄に掲げる事務うち、別紙2の表の第3欄に掲げるもの	
③移転する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税情報ファイルに記載されている者の中移転先において必要となるもの	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた時	

移転先2~5

移転先6~10

移転先11~15

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p style="color: red;"><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p style="color: red;">消去方法</p> <p style="color: red;"><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p style="color: red;"><マイナポータル申請管理における措置></p> <p style="color: red;">保管場所</p> <p>①マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>②基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p style="color: red;">消去方法</p> <p>①LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申告データは、紙に出力後、速やかに完全消去する。</p> <p>②外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申告データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

(1) 当初資料ファイル

ア. 資料_基本情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、資料作成方法区分、資料詳細区分、合算区分、優先課税資料区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、資料個人番号、資料生年月日、資料氏名力ナ、税務署連絡区分、警告エラー無視、強制課税区分、手入力、青色申告、エラー有無、エラー区分、併徴元資料、転送区分、転送先コード、転送日、翌年申告書作成区分、発送区分、調査コード、取消区分、強制親該当、国税連携区分、前職給報該当、還付申告、申告日、配当・株式等譲渡の申告不要制度適用、専従者給報該当、乙欄、死亡退職、災害者、外国人、就退職区分、就退職日、年調済、租税条約、摘要欄、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載、16歳未満扶養親族の欄外記載、訂正削除等区分、ファイル名、資料種別、提出日、特例適用条文コード1、特例適用条文コード2、特例適用条文コード3、免税外肉用牛総合課税、本人 特別障害、本人 その他障害、本人 寡婦、本人 寡夫、本人 ひとり親、本人 勤労学生、本人 未成年、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養 年少人数、扶養 一般人数、扶養 特定人数、扶養 老人同居人数、扶養 老人合計人数、扶養 障害(特別同居)人数、扶養 障害(特別合計)人数、扶養 障害(その他)人数、専従者 配偶者あり、専従者 その他人数、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、住宅居住開始年月日1、住宅居住開始年月日2、住宅借入金等年末残高1、住宅借入金等年末残高2、住宅借入区分1、住宅借入区分2、特定取得区分1、特定取得区分2、住宅借入金等特別控除適用数 等

イ. 資料_所得情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、収入所得コード、収入所得金額、給与収入(一般)、給与収入(専従)、特定支出控除額、給与、所得金額調整控除額、前職分給与収入、住宅借入金等特別控除可能額 等

ウ. 資料_控除情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、控除コード、控除額、所得控除合計計算値、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、? 地震保険料、住宅借入金特別控除、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、地震保険料旧長期支払額、介護医療支払額(生命保険料内訳)、基礎、配偶者、配偶者特別、配偶者所得、国民年金保険料等 等

エ. 資料_国税情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、国税コード、国税金額、源泉徴収税額、未納付の源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、定率控除額(所得税) 等

オ. 資料記載扶養管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、対象区分、記載順、資料個人番号、資料氏名力ナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、扶養親族宛名番号、同一生計配偶者該当、資料統柄、合計所得金額48万円以下該当、障害者該当、特別障害者該当、国外居住該当、国外居住年調該当、16歳未満該当、所得金額調整控除該当、別居該当 等

カ. 資料記載専従管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、記載順、資料個人番号、資料氏名力ナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、専従者宛名番号、配偶者該当、資料統柄、専従者控除額 等

キ. 資料記載法人番号管理

課税区、算定団体コード、年度分、指定番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、更新済、エラー区分、法人番号 等

ク. 扶養情報

課税区、年度分、宛名番号_被扶養者、宛名番号_扶養者、履歴連番、扶養関係区分、専従区分、障害区分、扶養区分、世帯外被扶養者該当、住登外被扶養者該当、世帯外配偶者該当、国外扶養者該当、国外扶養者申告有無、登録事由、照会区分(他市照会)、照会先(他市照会)、扶養否認該当 等

ケ. 申告特例通知情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、寄附先コード、個人番号、資料生年月日、資料氏名力ナ、合計寄附金額、取消区分、訂正削除等区分 等

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)障害者ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度_国保納付額(特徴)、前年度_国保納付額(普徴)、前年度_介護納付額(特徴)、前年度_介護納付額(普徴)、前年度_後期納付額(特徴)、前年度_後期納付額(普徴)、身体障害者_障害区分、身体障害者_等級区分、身体障害者_初回手帳交付日、身体障害者_手帳返還日、身体障害者_手帳再交付日、療育_障害区分、療育_等級区分、療育_初回手帳交付日、療育_手帳返還日、療育_手帳再交付日、精神障害者_障害区分、精神障害者_等級区分、精神障害者_初回手帳交付日、精神障害者_手帳返還日、精神障害者_手帳再交付日、精神障害者_有効期限、戦傷病者_障害区分、戦傷病者_等級区分、戦傷病者_初回手帳交付日、戦傷病者_手帳返還日、戦傷病者_手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望_引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード 等

(3)生活保護ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度_国保納付額(特徴)、前年度_国保納付額(普徴)、前年度_介護納付額(特徴)、前年度_介護納付額(普徴)、前年度_後期納付額(特徴)、前年度_後期納付額(普徴)、身体障害者_障害区分、身体障害者_等級区分、身体障害者_初回手帳交付日、身体障害者_手帳返還日、身体障害者_手帳再交付日、療育_障害区分、療育_等級区分、療育_初回手帳交付日、療育_手帳返還日、療育_手帳再交付日、精神障害者_障害区分、精神障害者_等級区分、精神障害者_初回手帳交付日、精神障害者_手帳返還日、精神障害者_手帳再交付日、精神障害者_有効期限、戦傷病者_障害区分、戦傷病者_等級区分、戦傷病者_初回手帳交付日、戦傷病者_手帳返還日、戦傷病者_手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望_引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード 等

(4)年金特徴ファイル

ア. 公的年金特別徴収対象者

捕捉年度、宛名番号、課税区、データ区分、履歴連番、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日、支払額(10月分)、支払額(12月分)、支払額(2月分)、支払額(4月分)、支払額(6・8月分)、本徴収額合計、仮徴収額合計、年金受給額、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、特徴開始月、特徴開始期別、特徴依頼日、突合結果コード、突合区分、特徴状態、レコード番号 等

イ. 受理データ(データ部)情報

捕捉年度、受理周期、受理年月日、ファイル名、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日(西暦年月日)、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日(西暦年月日)、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所(カナ)、住所(漢字)、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日(西暦年月日)、各種金額欄(金額1)、各種金額欄(金額2)、各種金額欄(金額3)、各種金額欄(金額4)、各種金額欄(金額5)、各種金額欄(金額6)、各種金額欄(金額7)、各種金額欄(金額8)、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、レコード番号、エラー区分、連番(データ連番) 等

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(5)課税台帳ファイル

ア. 課税_基本情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、異動日、更正日、確定申告日、賦課決定日、異動事由、通知事由、優先課税資料区分、確定申告書提出有、個人住民税申告書提出有、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、警告エラー無視、強制課税区分、非課税判定区分、均等割軽減区分、手入力、青色申告、減免普徴開始月、減免特徴開始月、減免公徴開始月、減免率、免税外肉用牛総合課税、年特継続区分、年特義務者コード、年金特徴中止区分、翌年度仮徴収中止区分、本人 特別障害、本人 その他障害、本人 老年者、本人 寡婦、本人 寡夫、本人 ひとり親、本人 勤労学生、本人 未成年、本人 夫あり、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養 年少、扶養 一般、扶養 特定、扶養 老人同居、扶養 老人合計、扶養 障害(特別同居)、扶養 障害(特別合計)、扶養 障害(その他)、専従者 配偶者あり、専従者 その他、専従者 控除(配偶者)、専従者 控除(その他)、所得割 市(減免後)(適用税率)、所得割 県(減免後)(適用税率)、均等割 市(軽減後・減免後)、均等割 県(減免後)、市民税 合計(適用税率)、県民税 合計(適用税率)、森林環境税、差引年税額、所得割 市(減免後)(税源移譲前)、所得割 県(減免後)(税源移譲前)、市民税(税源移譲前)、県民税(税源移譲前) 等

イ. 課税_所得情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、収入所得コード、収入所得金額、営業等、営業等収入、営業(営業等内訳)、営業収入(営業等内訳)、漁業(営業等内訳)、漁業収入(営業等内訳)、他事(営業等内訳)、他事収入(営業等内訳)、農業、農業収入、肉用牛(免税・免外計)、肉用牛収入、肉用牛壳却価格、不動産、不動産収入、利子、利子収入、配当(配当控除適用分)、配当収入(配当控除適用分)、配当(私募証券)、配当収入(私募証券)、配当(一般外貨建等証券)、配当収入(一般外貨建等証券)、配当(配当控除適用無分)、配当収入(配当控除適用無分)、配当(非上場少額)、配当収入(非上場少額)、給与、給与収入(一般)、給与(調整控除前)、公の年金等、公の年金等収入、業務雑(内訳)、業務雑収入(内訳)、その他雑(内訳)、その他雑収入(内訳)、雑、雑収入、総合短期譲渡(特別控除後)、総合短期譲渡収入、総合長期譲渡収入、総合長期譲渡(特別控除前・2分の1前)、一時(特別控除後・2分の1前)、一時収入、一時(特別控除)、譲渡・一時(2分の1後)、分離短期一般(特別控除前)、分離短期一般収入、分離短期一般(特別控除)、分離短期軽減(特別控除前)、分離短期軽減収入、分離短期軽減(特別控除)、分離長期一般(特別控除前)、分離長期一般収入、分離長期一般(特別控除)、分離長期特定(特別控除前)、分離長期特定収入、分離長期特定(特別控除)、分離長期特定(居住特例)、分離長期軽課(特別控除前)、分離長期軽課収入、分離長期軽課(特別控除)、分離未公開有価証券(特例)、分離未公開有価証券収入(特例)、分離上場株式等譲渡、分離上場株式等譲渡収入、分離上場配当、分離上場配当収入、分離事業・雑、分離事業・雑収入、分離先物取引、分離先物取引収入、分離山林(特別控除前)、分離山林収入、分離山林(特別控除)、分離山林(特別控除後)、分離退職、分離退職収入、障害退職該当、特定役員該当、勤務年数、総合純損失、雑損失、長期(居住特例)の損失、株式等譲渡線越損失、上場配当線越損失、経常所得、総合譲渡・一時、分離短期一般(損益通算・特別控除後)、分離短期軽減(損益通算・特別控除後)、分離長期一般(損益通算・特別控除後)、分離長期特定(損益通算・特別控除後)、分離長期軽課(損益通算・特別控除後)、分離山林、分離退職、配当割額、推定所得(国保用)、線越損失(国保用)、線越損失軽減用(国保用)、非課税所得区分1、非課税所得金額1、変動所得、臨時所得、譲渡割額 等

ウ. 課税_控除情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、控除コード、控除額、所得控除合計、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、生命保険料(所得税)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、旧個人年金支払額(生命保険料内訳)、介護医療保険料(生命保険料内訳)、地震保険料、地震保険料(所得税)、地震保険料支払額、地震保険料旧長期支払額、寡婦、寡夫、ひとり親、勤労学生、配偶者、配偶者特別、配偶者特別(所得税)、配偶者所得、扶養、一般扶養、特定扶養、老人扶養、障害者扶養、年少扶養、基礎、雑捐、医療費、医療費計算値、医療費支払額、医療費補てん額、医療費特例該当、寄附金、寄附金(所得税)、寄附金(ふるさと納税)、寄附金(ワントップ特例)、寄附金(共同募金・日赤支部)、寄附金(都道府県条例指定)、寄附金(市区町村条例指定)、特定寄附金、震災関連寄附金(限度額80%の分)(所得税)、特定震災指定寄附金(税額控除適用分)(所得税)、認定NPO寄附金(税額控除適用分)(所得税) 等

エ. 課税_税額情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、税額コード、税額 市(税源移譲前)、税額 県(税源移譲前)、税額 市(適用税率)、税額 県(適用税率)、調整控除、配当控除、配当控除計算値、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、申告特例控除(住民税寄附金控除内訳)、外国税額控除、税額調整額、定率控除額、配当・譲渡割額、配当譲渡割控除不足額、老年者非課税経過措置、税源移譲減額、端数、所得割(税額控除後)、所得割(端数切捨て前)、減免額(所得割)、免税額(所得割)、均等割、減免額(均等割)、軽減額(均等割)) 等

オ. 課税_課標情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、課税標準コード、課税標準額、所得割額 市(税源移譲前)、所得割額 県(税源移譲前)、所得割額 市(適用税率)、所得割額 県(適用税率)、総合、総合計算値、肉用牛、山林、退職、事業・雑、短期一般、短期軽減(国・地方)、長期特定(優良住宅)、長期軽課(居住財産)、上場株式等配当等、先物取引、合計 等

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

力. 課税_国税情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、国税コード、国税金額、課税される所得金額、配当控除(所得税)、配当控除計算値(所得税)、住宅借入金等特別控除(所得税)、政党等寄附金等特別控除、外国税額控除(所得税)、定率控除額(所得税)、総合所得税、総合所得税計算値、土地等所得税、土地等所得税計算値、分離短期所得税、分離短期所得税計算値、分離長期所得税、分離長期所得税計算値、株式譲渡(未公開分)所得税、株式譲渡(未公開分)所得税計算値、一般株式等譲渡所得税、一般株式等譲渡所得税計算値、株式譲渡(上場分)所得税、株式譲渡(上場分)所得税計算値、上場株式等譲渡所得税、上場株式等譲渡所得税計算値、株式等譲渡所得税、株式等譲渡所得税計算値、上場株式配当等所得税、上場株式配当等所得税計算値、先物取引所得税、先物取引所得税計算値、山林所得税、山林所得税計算値、退職所得税、退職所得税計算値、特例肉用牛所得税、特例肉用牛所得税計算値、その他税額控除(所得税)、所得税住宅耐震改修特別控除等、住宅耐震特別控除、住宅特定改修控除、認定長期優良控除、所得税額、所得税額計算値、所得税額(税額控除前)、所得税災害減免額、再差引所得税額、再差引所得税額計算値、復興特別所得税額、復興特別所得税額計算値、所得税及び復興特別所得税の額、所得税及び復興特別所得税の額計算値、源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、予定納税額、納める税金、還付される税金、申告納税額、税額控除合計、住民税予想額、所得税実徴収額、期限内納付額、延納届出額 等

(6)事業所情報ファイル

ア. 事業所情報

課税区、宛名番号、指定番号、履歴連番、個人事業主・法人区分、休業該当、除籍区分、除籍日、異動入力日、税額通知出力区分、帳票内ソート対象区分 等

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名					
個人住民税情報ファイル					
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）					
リスク：目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>1 窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。 2 申請者が誤った情報を記入する事がないよう、記載台に見本を掲示する。 3 他市町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生じるときは、該当市町村へ照会を行う。 4 他システムとの連携により入手する場合においては、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 (1)マイナポータル申請管理における措置 マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。					
○必要な情報以外を入手することを防止するための措置 (1)個人住民税申告ポータルにおける措置 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。					
3. 特定個人情報の使用					
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>1 個人住民税システムは、番号法別表、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとする。 2 個人住民税システムと他システム間では、法令に基づく事務で使用する以外の事務の情報との紐付けを行わない。 3 業務システムにおいて、個人番号利用事務以外の事務の処理のための機能（画面）では、個人番号を参照できないようにシステム上でのアクセス制御を行う。 4 個人番号利用事務以外の事務からの個人住民税情報の要求があった場合は、個人番号を含まない情報を提供するようアクセス制御を行う。 5 団体内統合利用番号連携サーバーは、個人番号、団体内統合利用番号、各システム宛名番号等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務において必要のない情報との紐付けは物理的にできないものとする。 6 個人住民税システム、団体内統合利用番号連携サーバーへの権限のない者の接続を認めない。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[行っている]	<p>＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</p>			

	<p>個人住民税システムのアクセスは、職員ごとのユーザID・パスワードで認証を行い権限のない機能は利用できない。定期的にパスワードは変更する仕組みにしている。</p> <p>○ユーザ認証の管理 (1)マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードにより認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</p> <p>○アクセス権限の発効・失効の管理 (1)マイナポータル申請管理における措置 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>○アクセス権限の管理 (1)マイナポータル申請管理における措置 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>○特定個人情報の使用の記録 (1)マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p>
具体的な管理方法	
その他の措置の内容	システムへのログイン記録しており、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。システム上保持し、一定期間経過したログはまとめてCSVファイルとして別に保存。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1) 委託業務を遂行する目的以外の目的に使用しないこと。 2) 特定個人情報の閲覧者又は更新者を制限すること。 3) 特定個人情報を委託業者以外の者に提供することが認められないこと。 4) 利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 5) 必要に応じて、委託先の観察・監査を行うこと。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	八代市個人情報保護条例や八代市情報セキュリティポリシーにおいて、収集した目的以外の目的により個人情報を利用し、又は提供すること、及びオンライン結合による個人情報の提供を原則禁止している。ルール遵守の確認方法としては、アクセスログの監視を行っている。 収集した目的以外の目的により個人情報を利用し、又は提供があるときは、届出書を提出してもらっており、オンライン結合により個人情報を提供があるときは、あらかじめ個人情報保護審査会の意見を聴かなければならないこととしている。
その他の措置の内容	1) 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に特定個人情報を保管する。 2) サーバーへのアクセスはユーザーID及びパスワードによる認証を必要とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 ※2 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 ※3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3)機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※ 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
(1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
(2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
(1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
(2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
(3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
(4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービスの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>				
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>		1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容						
再発防止策の内容						
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>				
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置

(1) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

2 技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置

(1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

(2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

(3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

(4) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。

(5) 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

(6) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。

(7) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

3 物理的対策としてのガバメントクラウドにおける措置

① ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

4 技術的対策としてのガバメントクラウドにおける措置

① 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

② 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

④ クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤ 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦ 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧ 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

5 特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクにおける消去方法としてのガバメントクラウドにおける措置

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

6 物理的対策としてのマイナポータル申請管理における措置

① LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。

② 外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネットなどへの保管、などの安全対策措置を講じている。

7 技術的対策としてのマイナポータル申請管理における措置

① LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。

② マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

8. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

具体的な方法

1 職員への研修等

- (1)職員に対しての個人情報保護に関する研修を行う。
- (2)事務担当職員への必要な知識の習得に資するための指導を行う。

2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等

- (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び隨時(新規要員着任時)実施することとしている。

10. その他のリスク対策

1 ガバメントクラウドにおける措置

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	八代市役所 財務部市民税課市民税係 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 Tel0965-33-4107 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 Tel0965-33-4100
②請求方法	指定様式(又はこれに準ずる様式)による書面の提出により開示、訂正又は利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八代市役所 財務部市民税課市民税係 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 Tel0965-33-4107
②対応方法	1 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和5年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—

3. 第三者点検【任意】

①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価	2015/7/31	2016/9/30	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当	市民税課長 砧塚 康浩	市民税課長	事後	
平成31年1月31日	III リスク対策 8. 監査	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	
平成31年1月31日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価	2016/9/30	2019/1/31	事後	
平成31年1月31日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価	2019/1/31	2021/1/31	事後	
令和3年1月31日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステム	※2 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、	※2 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る		
令和3年1月31日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステム	(3)特に慎重な対応が求められる情報について は	(3)機微情報については	事前	
令和3年1月31日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	(2)事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込する	事前	
令和3年1月31日	III リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等 (1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携	2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等 (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の	事前	
令和4年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年1月31日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価	2021/1/31	2022/1/31	事後	
令和4年3月8日	II 特定個人情報ファイル概要 4. 特定個人情報ファイルの取	株式会社RKKCSソフト	株式会社 KDS 熊本支社	事後	
令和4年3月8日	II 特定個人情報ファイル概要 4. 特定個人情報ファイルの取	行政システム九州株式会社熊本支店	株式会社RKKCS	事後	
令和5年1月31日	I 基本情報 4.個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	・番号法第9条第1項 別表第1の16、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事前	
令和5年1月31日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステム	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2	事前	
令和5年1月31日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価	2022/1/31	2023/1/31	事後	
令和6年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル)	1 入退室管理をしているASPデータセンター内に保管	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	事前	
令和6年11月30日	III リスク対策(1 住民基本台帳ファイル)	1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置	1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置	事前	
令和6年11月30日	III リスク対策(1 住民基本台帳ファイル)	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用すること	1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドでの業務データの取扱いに	事前	
令和6年11月30日	(別添1)ファイル記録項目 (1)	"個人住民税情報ファイル 1. 当初資料ファイル	個人住民税情報ファイル (1)当初資料ファイル	事前	
令和6年11月30日	(別添1)ファイル記録項目 (2)	"1. 当初資料ファイル ・確定申告書、住民税申告書	(2)障害者ファイル ア. 納税義務者情報	事前	
令和6年11月30日	(別添1)ファイル記録項目 (3)	"1. 当初資料ファイル ・扶養関係	(5)課税台帳ファイル ア. 課税_基本情報	事前	
令和6年11月30日	(別添1)ファイル記録項目 (4)	"4. 年金特徴ファイル ・年金特徴対象者情報	方. 課税_国税情報 宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月30日	(別添1)ファイル記録項目(5)	"6. 課税台帳ファイル ・課税情報		事前	
令和6年11月30日	(別添1)ファイル記録項目(6)	"7. 収納管理ファイル ・調定情報		事前	
令和7年1月31日	I 基本情報 4.個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1の16、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	・番号法第9条第1項 別表の16、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	番号法改正による変更で重要な変更に該当しない
令和7年1月31日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステム	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2	事後	番号法改正による変更で重要な変更に該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号及び別表1の第2欄に掲げる規定	番号法第19条第7号及び別表の第2欄に掲げる規定	事後	番号法改正による変更で重要な変更に該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	別表第1の表の第3欄に掲げる事	番号法別表の第3欄に掲げる事務	事後	番号法改正による変更で重要な変更に該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法別表第1の右欄に掲げる事務うち、別紙2の表の第3欄に掲げるもの	番号法別表の右欄に掲げる事務うち、別紙2の表の第3欄に掲げるもの	事後	番号法改正による変更で重要な変更に該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法別表第2で規定された地方税関係情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された地方税関係情報	事後	番号法改正による変更で重要な変更に該当しない
令和7年1月31日	III リスク対策 3特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	1 個人住民税システムは、番号法別表第1・第2、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとする。	1 個人住民税システムは、番号法別表、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えない	事後	番号法改正による変更で重要な変更に該当しない
令和7年12月12日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	年金保険者、国税庁、事業所等と個人住民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。 1 公的年金特別徴収機能 年金保険者との公的年金の特別徴収事務に必要なデータの送受信を行う。 2 電子申告機能 給与支払報告書・年金支払報告書などの課税資料、特別徴収事務に関する申請書など届出書を受信し管理する。	年金保険者、国税庁、事業所、申告者等と個人住民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。 1 公的年金特別徴収機能 年金保険者との公的年金の特別徴収事務に必要なデータの送受信を行う。 2 電子申告機能 給与支払報告書・年金支払報告書などの課税資料、特別徴収事務に関する申請書など届出書を受信し管理する。 3 個人住民税電子申告機能 オンラインで個人住民税を申告したデータの受信を行い、マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)に個人住民税データを連携する。	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月12日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続 その他	ファイルサーバーでの連携	ファイルサーバーでの連携、マイナポータル申請管理へ連携	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月12日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	-	マイナポータル(マイナポータル申請管理)	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム⑧ ②システムの機能	-	住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月12日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム⑧ ③他のシステムとの接続 その他	-	地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)□ □	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 その他	地方税ポータルセンター	地方税ポータルセンター、マイナポータル	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)	国税連携システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、マイナポータル申請管理システム	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>消去方法</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>消去方法</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>＜マイナポータル申請管理における措置＞</p> <p>保管場所</p> <p>①マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>②基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキヤビネットに保管している。</p> <p>消去方法</p> <p>①LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申告データは、紙に出力後、速やかに完全消去する。</p> <p>②外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申告データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和7年12月12日	III リスク対策 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク：目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	<p>○対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <p>(1)マイナポータル申請管理における措置</p> <p>マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p>○必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <p>(1)個人住民税申告ポータルにおける措置</p> <p>住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	III リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 具体的な管理方法	個人住民税システムのアクセスは、職員ごとのユーザID・パスワードで認証を行い権限のない機能は利用できない。定期的にパスワードは変更する仕組みにしている。	<p>個人住民税システムのアクセスは、職員ごとのユーザID・パスワードで認証を行い権限のない機能は利用できない。定期的にパスワードは変更する仕組みにしている。</p> <p>○ユーザ認証の管理 (1)マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードにより認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止するが</p> <p>○アクセス権限の発効・失効の管理 (1)マイナポータル申請管理における措置 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ②失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>○アクセス権限の管理 (1)マイナポータル申請管理における措置 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>○特定個人情報の使用の記録 (1)マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p>	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	III リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 特定個人情報の管理・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する処置	<p>1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>2 技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2)中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5)中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>3 物理的対策としてのバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>4 技術的対策としてのガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスバーエン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p>	<p>1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>2 技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2)中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5)中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>3 物理的対策としてのバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>4 技術的対策としてのガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスバーエン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p>	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更